

世羅町告示第 296 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

平成 27 年 10 月 29 日

世羅町長 奥田 正和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 世羅ショッピングセンター・ホームプラザナフコ世羅店
 所在地 世羅郡世羅町大字寺町 1547 番 1、1536 番地 1 外

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ①荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
2	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
3	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
4	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

（変更後）

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで（24 時間）
2	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
3	午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
4	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

- 3 変更年月日
 平成 27 年 11 月 1 日
- 4 変更する理由
 商品の搬入計画の見直しのため
- 5 届出年月日
 平成 27 年 10 月 28 日
- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- ① 縦覧場所
 世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1）

② 縦覧期間

平成 27 年 10 月 29 日から平成 28 年 2 月 29 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

③ 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

7 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

① 提出期限

平成 28 年 2 月 29 日

② 提出先

世羅郡世羅町役場商工観光課